

(現 行)

(施設最低基準の遵守)

第4条 施設の設置基準については、次の各号に定める基準のほか、児童福祉施設最低基準を遵守すること。

なお、施設の構造及び設備は、建築基準法その他の法令の定めるところに従うほか採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な配慮をし、適切な運営を行うものとする。

(1)～(6) 略

(7)児童処遇の充実のため、保育士その他の職員の配置基準は、次のとおりとすること。

保育士の定数は、次の数とすること。

ア 0歳児おおむね3名につき1名以上、1歳児及び2歳児おおむね6名につき1名以上、3歳児おおむね20名につき1名以上、4歳以上児おおむね30名につき1名以上とすること。

イ 所要保育士の数は、各年齢区分毎の入所人員をアの保育士配置基準数で除し、小数点第1位(小数点第2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

ウ 定員90名以下の施設にあっては、イに1名以上の保育士を加えて配置しなければならない。

エ 保育士については常勤職員をもって確保することを原則とするが、国の定める基準をみたす場合は、イ及びウの所要保育士数の2割までは短時間勤務保育士(月20日未満又は1日6時間未満勤務)を充てても差し支えない。

ただし、常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

調理員等の定数は、次の数とすること。

ア 調理員等の定数は、定員45名以下の施設については1名以上、定員46名以上の施設

(改 正 案)

第4条 施設の設置基準については、次の各号に定める基準のほか、児童福祉法第45条第1項の規定により条例で定める基準を遵守すること。

なお、施設の構造及び設備は、建築基準法その他の法令の定めるところに従うほか採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な配慮をし、適切な運営を行うものとする。

(1)～(6) 略

(7)児童処遇の充実のため、保育士その他の職員の配置基準は、次のとおりとすること。

保育士の定数は、次の数とすること。

ア 略

イ 所要保育士の数は、各年齢区分毎の入所人員をアの保育士配置基準数で除し、小数点第1位(小数点第2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものに、1名以上を加えた数とする。

削除

ウ 保育士については常勤職員をもって確保することを原則とするが、国の定める基準をみたす場合は、イ      の所要保育士数の2割までは短時間勤務保育士(月20日未満又は1日6時間未満勤務)を充てても差し支えない。

ただし、常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

調理員等の定数は、次の数とすること。

ア 調理員等の定数は、定員40名以下の施設については1名以上、定員41名以上の施設

については2名以上の常勤職員を配置しなければならない。

ただし、定員151名以上の施設については、さらに1名の非常勤職員を加えて配置しなければならない。

イ 略

略

(8) 略

(9) 略

(事前協議及び保育所設置認可審査会)

第7条 設置認可を申請しようとする者は、次の手続きにより市長に事前協議をし、承認を得なければならない。

ただし、「神戸市保育所及び特別養護老人ホーム運営法人選考委員会」(以下「運営法人選考委員会」という。)によって選考された法人(法人の創設を含む。)「神戸市立保育所の民間移管にかかる社会福祉法人選定委員会(以下「民間移管法人選定委員会」という。)によって選定された法人、「民間社会福祉施設等整備審査会」で保育所整備が認められた法人又は「神戸市社会福祉法人審査会」によって法人設立を認められた法人設立代表者については、事前協議の承認を省略することができる。

2～4 略

(保育所認可申請)

第8条 前条の「承認書」の交付を受けた者、及び「運営法人選考委員会」の選考を経て選ばれた法人、「民間社会福祉施設等整備審査会」で保育所整備が認められた法人並びに「神戸市社会福祉法人審査会」によって法人設立を認められた法人設立代表者については、工事完成後速やかに、「民間移管法人選定委員会」で選定された法人については、移管のおおむね1月前に「保育所設置認可申請書」(様式第4号)正副各1通を所轄の福祉事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

2, 3 略

については2名以上の常勤職員を配置しなければならない。

ただし、定員151名以上の施設については、さらに1名の非常勤職員を加えて配置しなければならない。

イ 略

略

(8) 略

(9) 略

第7条 設置認可を申請しようとする者は、次の手続きにより市長に事前協議をし、承認を得なければならない。

ただし、神戸市から保育所運営を行う目的で公有財産の貸付け等(貸付け、売払い、譲与又はこれらに類する行為をいう。)を受ける法人(法人の創設を含む。)「民間社会福祉施設等整備審査会」で保育所整備が認められた法人又は「神戸市社会福祉法人審査会」によって法人設立を認められた法人設立代表者については、事前協議の承認を省略することができる。

2～4 略

第8条 設置認可を受けようとする者は、工事完成後速やかに、「保育所設置認可申請書」(様式第4号)正副各1通を所轄の福祉事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

2, 3 略

(報告等)

第 13 条 市長は、第 8 条の「保育所設置認可書」の交付を受けた者のうち、社会福祉法人以外の者については、児童福祉施設最低基準を維持するために必要な報告を求めることができるものとする。

2, 3 略

第 13 条 市長は、第 8 条の「保育所設置認可書」の交付を受けた者のうち、社会福祉法人以外の者については、児童福祉法第 45 条第 1 項の規定により条例で定める基準を維持するために必要な報告を求めることができるものとする。

2, 3 略

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

( \_\_\_\_ は、改正部分を示す。 )